

京都市長

門川 大作 様

2016年11月18日

京都市の保健医療施策についての意見
福祉・公衆衛生を守り、向上させる地域文化を守るために

京都府保険医協会
理事長 垣田さち子

謹 啓

平素より、京都市民の生命と健康を守る施策にご尽力賜り、まことにありがとうございます。

私ども京都府保険医協会は、2016年9月に京都市当局が京都市会教育福祉委員会に報告した「子ども若者はぐくみ局(仮称)の創設等に係る検討状況について」を受け、貴市における保健医療施策についての意見を取りまとめました。

京都市民と観光者に起こり得る健康管理危機を未然に防止するには、行政と地域の医療者、そして市政の主人公たる住民が合意し、施策を推進する必要があります。

貴職におかれましては、地方自治行政における保健医療・社会福祉施策の重要性に鑑み、慎重なご判断をなされますよう、お願い申し上げます。

謹 白

1.各行政区の保健センターを福祉事務所と統合し、保健福祉センター化することに対する懸念事項

子ども若者はぐくみ局(仮称)の創設にあわせ、各区役所・福祉事務所・保健センターの機構が改革され、保健センターと福祉事務所が保健福祉センターに再編される。

これに従い、保健センターが担う「健康づくり推進課業務」と「衛生課業務」のうち、健康危機への対応業務が、市内に一箇所設置の「集約化部門」へ一元化。区役所・支所窓口「係長級」以下の職員を配した窓口を設置するという。

行政と地域の保健協議会をはじめとした住民が手を携え、築きあげてきた、公衆衛生を守り、向上させる地域文化が根づくまちの姿は、今後も守り続けることができるのだろうか。海外からの観光客が多数訪れる国際観光都市であるだけに、常に万全の健康危機管理が求められるが、今回の改革によって後退しないのか。

私たちが懸念するのは次の点である。

- (1) 地域密着で保健センターが取り組む健康危機管理業務は後退しないのか。住民に身近な場所にあるセンターの専門職・スタッフが、日常的に旅館・公衆浴場・興行場・理容美容所・クリーニング・特定建築物・飲食店・プール等への立入を

行い、保健衛生環境の維持・向上を担ってきた業務は、「窓口」職員のみで対応できるのか。

- (2) 地域行事等で必要な検便等も、保健センター設置の検査室で実施されてきた。これらは継続できるのか。区役所に検査室は引き続き設置されるのか。
- (3) 地域密着の日常業務があつてこそ、食中毒・感染症等の急性期の迅速・適切な対応が可能なのではないか。

京都市は、11月に京都市会に示した資料「違法な『民泊』の適正化等に向けた衛生課業務等の集約について」で、次のように述べている。

「現在、違法な『民泊』の適正化に向けた指導等の業務や、感染症や食中毒などの迅速かつ的確に対応する必要がある健康危機管理業務」について、「広域的な事案等に対して、効果的かつ効率的に対応する体制が組みにくい」。

だが、広域的な事案等への対応が必要だから保健センターを業務縮小するという理屈は成り立たない。

むしろ、地域の保健センターの専門性を一層高め、加えて広域的な事案への対応は本所の体制を強化した上で、連携方法の改善を図ることこそが必要ではないか。

2. 行政職に従事する医師・専門職や地域の医師の意見を尊重した福祉・医療・保健衛生行政を

今回の保健福祉センター化にあたって、市当局は各保健センターはじめ、京都市政に従事する医師・専門職の意見をどの程度踏まえたのか。

- (1) かつて、京都市には医師を所長とする行政区の保健所があつた。だが、2010年の保健センター化で所長の医師要件は解除された。しかし、医師の専門性があつてこそ可能な判断や対応はたくさんある。行政職に従事する医師は、患者の痛みをわかる医師であると同時に、地域の健康課題に疫学や行政の知識・能力が求められる。保健師等他の医療専門職種と共に、掛け替えのない存在である。健康増進や保健衛生施策は、専門職の専門性をなくしては成り立たない。専門職が専門性を活かす行政運営が求められる。
- (2) 行政とともに地域の医療を支えている地区の医師会からの意見を事前に聴取して、今回の計画を立てたのか。既に、地区の医師会から今回の保健福祉センター化について、公衆衛生施策の推進に照らし、その機能低下を危惧する声が、弊会にも寄せられている。

3. 子ども若者はぐくみ局は、子どもの育ちに関する課題を受け止められるか

京都市当局が11月に京都市会・教育福祉委員会へ報告した「子ども若者はぐくみ局(仮称)の創設に係る所管業務等の検討について」では、「子どもの発達支援に関すること」をはぐくみ局が、「障害のある方の支援」は、「生活保護に関すること」等とともに、保健福祉局が所管すると整理されている。

地域の医師は、貧困や発達障害のボーダーラインにある子どもたちの直面する困難を身近に受け止めている。そうした課題に答え得ることが、本来、はぐくみ局に求め

られている。

根拠法や制度の違いによって、子どもたちが区分されることなく、すべての子どもたちの育ちを保障する姿勢を、京都市に求めたい。

4. 京都市は本件にかかる条例提案を再考すべき

京都市は、今回の機構改革にあたっての「基本の考え方」で、「徹底した事業の点検見直しを行い、業務のスリム化・効率化を行うことで、保健師をはじめとした専門職の訪問活動の充実を図る等、地域支援の充実を一層進める」としている。

だが経過を振り返ると、行政区保健所の廃止や京都市身体障害者リハビリテーションセンター附属病院廃止等、市の施策は業務のスリム化・効率化に傾斜している。

今日、国の構造改革推進により、地方財政は厳しい局面にある。その厳しさや難しさは察するにあまりある。

しかし市民の生命と健康を守る施策はスリム化・効率化をしてはならない。

保健衛生行政はその「核」である。

京都市は本件にかかる条例提案を再考し、内部の保健医療専門職・地区医師会や住民・保健協議会の意見を聞き、真に採るべき道をもう一度見定めるべきである。

以 上